

## 勝浦市大楠交流農園特定農地貸付規程

### (目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、勝浦市大楠において特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に基づき、勝浦市（以下「市」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

### (貸付主体)

第2条 本貸付けは、市が実施するものとする。

### (貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び市が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類並びに貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所は、別表のとおりとする。

### (貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、3年間以内とする。ただし、貸付を受ける者（以下「借受者」という。）の希望がある場合において、市長が適当と認める場合は、貸付期間を更新することができる。
- (2) 借受者に貸付ける区画数は、原則として1区画とする。
- (3) 貸付けに係る賃料は、1区画当たり年間8,000円とする。

ただし、年度途中の貸付けに係る賃料については、月額700円を契約月から3月までの月数に乗じた額とする。

(4) 借受者は、賃料を市長が定める期日までに支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(1) 建物及び工作物を設置すること。

(2) 営利を目的として作物を栽培すること。

(3) 貸付農地を転貸すること。

(4) 果樹・花木等の永年性作物を栽培すること。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、市ホームページ掲載等による一般公募とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、市長へ申込書（別記第1号様式）を提出しなければならないものとする。

(選考の方法)

第7条 市長は、第6条の規定に基づき申込をした者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込をした者の数が募集した数を上回る場合は原則として抽選により借受者を決定するものとする。

3 市長は、第1項又は第2項により借受者を決定した場合は、貸付決定通知書（別記第2号様式）又は落選通知書（別記第3号様式）により当該者に通知するものとする。

4 市長は、貸付決定を通知した後、直ちに借受者と農園貸付契約書（別

記第4号様式)により契約を締結するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8条 市長は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導
- (3) 空き貸付農地及び農園内の通路、附帯施設等の維持・管理

(貸付契約の解約等)

第9条 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき。
- (2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき。
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。

2 前項により解約する場合は、次の各号に掲げる書類を提出又は通知しなければならない。

- (1) 前項第1号の場合、借受者は、解約申出書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- (2) 前項第2号の場合又は第3号の場合、市長は、解約通知書(別記第6号様式)により通知しなければならない。

(貸付農地の返還)

第10条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間が終了したとき又は第9条の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第 1 1 条 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなったとき。
- (2) 市長が還付すべき理由があると認めたとき。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第 58 号) 第 3 条第 3 項の規定による農業委員会の承認のあった日から適用する。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。



									③④ 76 m <sup>2</sup>
								③③ 67 m <sup>2</sup>	③⑤ 65 m <sup>2</sup>
				②④ 72 m <sup>2</sup>	②⑤ 80 m <sup>2</sup>	③② 66 m <sup>2</sup>	③① 66 m <sup>2</sup>	③⑥ 66 m <sup>2</sup>	③⑦ 65 m <sup>2</sup>
		①⑧ 63 m <sup>2</sup>	②③ 64 m <sup>2</sup>	②⑥ 66 m <sup>2</sup>	③① 66 m <sup>2</sup>	③⑧ 66 m <sup>2</sup>	③⑨ 66 m <sup>2</sup>	③⑩ 66 m <sup>2</sup>	③⑪ 66 m <sup>2</sup>
		①⑨ 62 m <sup>2</sup>	②② 65 m <sup>2</sup>	②⑦ 66 m <sup>2</sup>	③⑦ 66 m <sup>2</sup>	③⑩ 66 m <sup>2</sup>	③⑪ 66 m <sup>2</sup>	③⑫ 66 m <sup>2</sup>	③⑬ 66 m <sup>2</sup>
		①⑩ 63 m <sup>2</sup>	②① 66 m <sup>2</sup>	②⑧ 66 m <sup>2</sup>	③⑥ 66 m <sup>2</sup>	③⑨ 66 m <sup>2</sup>	③⑫ 66 m <sup>2</sup>	③⑬ 66 m <sup>2</sup>	③⑭ 66 m <sup>2</sup>
① 69 m <sup>2</sup>		⑥ 65 m <sup>2</sup>	⑬ 65 m <sup>2</sup>	⑭ 65 m <sup>2</sup>					
② 68 m <sup>2</sup>	⑤ 67 m <sup>2</sup>	⑦ 66 m <sup>2</sup>	⑫ 65 m <sup>2</sup>	⑮ 65 m <sup>2</sup>					
③ 65 m <sup>2</sup>	④ 67 m <sup>2</sup>	⑧ 66 m <sup>2</sup>	⑪ 65 m <sup>2</sup>	⑯ 65 m <sup>2</sup>					
		⑨ 66 m <sup>2</sup>	⑩ 60 m <sup>2</sup>	⑰ 71 m <sup>2</sup>					

別記第1号様式（第6条関係）

勝浦市大楠交流農園借受申込書

年 月 日

勝浦市長 様

申込者（借受者）

氏 名 印

私は、勝浦市大楠交流農園の区画を借り受けたいので、勝浦市大楠交流農園特定農地貸付規程第6条の規定により、下記のとおり申込みます。

記

住 所	〒 -
ふりがな	
氏 名	
電話番号	
生年月日	年 月 日生
栽培作物（予定）	
農業体験の有無	有 ・ 無
希望区画の有無	有（ 番） ・ 無

第2号様式（第7条第3項関係）

勝浦市大楠交流農園貸付決定通知書

第 号

年 月 日

様

勝浦市長

印

あなたから 年 月 日付けで申込みのあった、勝浦市大楠交流農園の貸付けについて、下記のとおり貸付けることに決定したので、勝浦市大楠交流農園特定農地貸付規程第7条第3項の規定により通知します。

記

貸付区画番号	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第7条第3項関係）

勝浦市大楠交流農園貸付落選通知書

第 号

年 月 日

様

勝浦市長

印

あなたから 年 月 日付けで申込みのあった、勝浦市大楠交流農園の貸付けについては、申込者数が貸付区画数を上回ったため、厳正なる抽選を行ったところ、残念ながら落選となりましたので通知します。

なお、今後、空き区画が生じた場合は、随時公募を行います。



第4号様式（第7条第4項関係）

勝浦市大楠交流農園貸付契約書

勝浦市大楠交流農園特定農地貸付規程第7条第4項の規定に基づき、農園開設者 勝浦市（以下「甲」という。）と借受者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり農園貸付契約を締結する。

第1条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

第2条 甲は、次の貸付農地を乙に貸付けるものとする。

- (1) 所在地 千葉県勝浦市大楠字下北ッ原 番地の一部
- (2) 農園名 勝浦市大楠交流農園
- (3) 区画番号 番
- (4) 面積  $m^2$

第3条 貸付期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、乙が希望する場合において、甲が適当と認める場合は、貸付期間を更新することができる。

第4条 貸付に係る賃料は、年額 円とする。ただし、貸付期間が1年未満のものについては、月額700円を契約月から3月までの月数に乗じた額とする。

第5条 乙は、前条に定める賃料を、甲が指定する日まで支払うものとする。

第6条 乙は、借受ける上記農地において次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置するなど農地以外の用途に使用しないこと。

- (2) 営利を目的として作物を栽培しないこと。
- (3) 果樹・花木等の永年性作物を栽培しないこと。
- (4) 貸付農地を転貸しないこと。
- (5) 貸付農地の地形地質の変更をしないこと。
- (6) 自然災害、病虫害及び盗難等による栽培作物の損害賠償を請求しないこと。
- (7) 常に除草を心がけ、貸付農地の良好な環境保持に努めること。

第7条 本契約の解約が行われたときは、乙は、すみやかに貸付農地を原状に回復して甲に返還しなければならない。

第8条 本契約について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 千葉県勝浦市新官1343番地1  
氏名 勝浦市  
勝浦市長 印

乙 住所  
氏名 印

第5号様式（第9条第2項第1号関係）

勝浦市大楠交流農園貸付解約申出書

年 月 日

勝浦市長 様

借受者 住所

氏名 印

私は、 年 月 日に借受けた勝浦市大楠交流農園の農地区画番号 番について、下記理由により解約したいので、勝浦市大楠交流農園特定農地貸付規程第9条第2項第1号の規定により申出ます。

記

- 1 解約申出理由
- 2 区画番号
- 3 貸付契約の解約を希望する日

第6号様式（第9条第2項第2号関係）

勝浦市大楠交流農園貸付解約通知書

第 号

年 月 日

様

勝浦市長

印

あなたに 年 月 日に貸付けた農地 区画番号 番について、下記理由により貸付けを解約しますので、勝浦市大楠交流農園特定農地貸付規程第9条第2項第2号の規定により通知します。

なお、すみやかに貸付農地を原状に復し返還して下さい。

記

- 1 貸付解除理由
- 2 貸付契約を解約する日